

資料

ヨーロッパ社会憲章の適用

ヨーロッパ社会憲章は、一九六六年に締結された国連の経済的、社会的、文化的権利にかんする国際規約の地域版に相当するものである。ヨーロッパでは、社会憲章は一九五〇年に署名されたヨーロッパ人権条約の「対¹」つ²い」——あるいは補足的なもの——であると公的に定義されている。

その名称は、この憲章が主として社会的権利をカバーするものであることを示している。したがって、まず最初に、国際社会（労働）法の歴史のなかで、なぜ「国をこえた」社会的基準または権利を実施することが必要と考えられたか、という問いに答えることが有用であろう。

この問題についての最初の事例としてあげることのできるも

ヨーロッパ社会憲章の適用

ハンス・ウィブリングハウス

中山久訳

のの一つは、フランスのルイ一六世の時代にまでさかのぼる。彼は、おそらく革命を予見しながら、フランス人民の「宗教的感覚の減退」とよんだものを打破するための措置をとろうと考えた。³

そのための措置の一つが、日曜日の労働を禁止し、人民が教会に行くことができるようにすることであった。

このことは、一八世紀に一般的であった以下のような背景のもとに考えられるべきである。

1 毎日の労働は一二時間か、それ以上であった。

2 週三五時間労働制——今日ヨーロッパ労働組合運動が要求しているような——はなくて、週七労働日であった。

3 このような週労働にたいする賃金は、低額であって、労働者とその家族が生きていくのが精一杯であった。⁴

こうした事情の下で、週六労働日の導入計画がフランス経済の生産コストを相当程度上昇させ、国際貿易においてフランス商品の競争力を減退させる結果を生ずるにちがいないことが、まもなく明らかとなった。したがって、このような措置は「ヨーロッパの他の国王と共同して」のみ採用できる、という結論に達した。

もう一つの例は、マッチ製造における白（黄）燐の使用禁止である。二〇世紀の初めまでの間に、このきわめて危険な生産物は、毎年、マッチ製造業で働く一万人の労働者を殺したり、盲目にしたりしていた。他の、完全に無害な製品、すなわち赤燐を使用することはもちろん可能だったけれども、それは高価であって、経済、通商競争法則のために、単一の工場、地域または国で、それをマッチ製造に用いることは不可能であったろう。したがって、白燐の使用を禁止する国際的なとりきめを結ぶことが必要であった。それが一九〇六年にベルンで署名された多国間条約であり、同時にもう一つの、婦人の夜業の禁止にかんする条約も署名された。この二つが、労働者保護のための

最初の多国間条約である。これと同じ種類の活動が、その後、国際労働機関（ILO）に委託されており、今日までに一五〇をこす国際労働条約が作成されている。それらは一体となって全世界のための、本当の「国際労働法典」を形成している。

西ヨーロッパにかんするかぎりでは、これに対応する文書がヨーロッパ社会憲章である。この憲章は以下にあげるヨーロッパ審議会の二つの主な機関の準備作業を経て、ヨーロッパ審議会の仕組みを通じて採択された。すなわち、

1 加盟国（現在二一）が外務大臣または大使によって代表されている閣僚委員会。

2 各国議会の議員によって構成されている協議総会。⁵

社会憲章は一九六一年に署名のために開放され、一九六五年に発効した。そして現在まで、一三カ国によって批准されている。オーストリア、キプロス、デンマーク、西独、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ⁶、ノルウェー、スペイン、スエーデン、英国。⁷

実質面でいえば、社会憲章の起源は、一九四八年の人権にかんする世界宣言にある。この宣言の二二条から二五条までに、個人の基本的な権利と自由にかんする歴史と、国際的文書の枠組みの歴史のうへではじめて、一連の社会的権利、すなわち、

労働権、社会保障についての権利、有給休日についての権利、団結権そして母と子の保護についての権利が定められた。

しかし「歴史的」な観点からすると、憲章は同時にヨーロッパ人権条約に関係している。

事実、一九四九年にはじまった人権条約の起草にあたつて、交渉にあたつていた者の間で、市民的、政治的権利については広い合意があつたものの、経済的、社会的、文化的な権利にかんしては実質的な意見の相違があり、困難があることが、ごく早い段階からあきらかになつていた。

そこで、ヨーロッパ人権条約には第一のグループの権利⁸についてのみ規定し、第二のグループについては別個の条約でとりあつかうという原則が定められた。

経済的、社会的、文化的領域における基本的人権を組み立てるにあたつて生じた意見の相違と困難について説明するのは、たやすいことであつて、以下の三つの主要因によつていた。

——基本的な経済的、社会的権利の相対的な新しさ。個人の政治的、市民的権利にくらべると、憲法上、最近になつて採用されるようになったにすぎない（一七九一年のフランス憲法はこれらの権利のうちのただ一つ、つまり、労働権をふくんでいるにすぎない）。

——経済的、社会的権利の詳細な定義に到達することのむず

かしさ。

——いろいろな国の社会的、経済的構造の相当なちがひ。それはこの分野での国際的な合意を立案することをはなはだこみいったものにする⁹。

こうした困難が、社会憲章の立案をはなはだしく遅延させたのである。人権条約のばあい是一年間の交渉ですんだのに、憲章の起草は一九五三年にはじめられて一九六一年までかつた¹⁰。

交渉の過程でこうした困難を克服するために、とくに以下の諸点についての、数多くの諒解をとりつけることが必要であつた。

——社会憲章の性質を一般的な原則宣言的なものとするか、法的拘束力のある文書とするか

——権利の保障のされ方は、若干の漠然とした一般条項によるか、詳細な規定によるか

——憲章は社会法制の現存状態を単に転記したものにするか、より進歩的なものにするか

——批准国は憲章を一括して受諾する原則によるか、部分的受諾によるか

——憲章の人的適用範囲。

以上のような事実は、次の三つの部分から構成されている憲章の内容を検討するにあたって、念頭におくことを必要とするものである。

——前文

——五つの部、そして

——付則。

前文は憲章の目的についての一般的な定義づけをおこなう。すなわち、社会的権利の差別なしの享受を保障し、生活水準を改善し、そして締約国の人民の社会的福利を促進することが目的である。したがって、前文は憲章の解釈にとって重要性がないとはいえない。

憲章第一部は一九の点または項にわたって第二部で詳細にとりあつかわれる権利を並べている。第一部については、ここに並べられている一九の原則（または権利）が、国を拘束するものか、または法的義務をまったくもたない単なる前文の延長部分と考えられるべきかという問題を生ずる。

この問いにたいする答は、第一部の規定は締約国にたいして法的義務を課するものだ、ということである。このことは第三一条の文言から明らかであって、そこでは締約国が憲章にした

がって採用した社会的進歩の措置を、一切、かつ無条件に、後もどきさせることができないこととしている。というのは、この条は「第一部で掲げられた、効果的に実現される権利および諸原則……は、……規定されていない制約または制限を受けない」と規定しているからである。

さらに憲章第二〇条は、明文をもって憲章を批准した各締約国の「約束」は、この文書の第一部を「すべての適切な手段を用いて追求する目的を宣言」したものであると認めることを規定している。

第一部の規定の重要性はまた、他の側面でも明らかである。

この憲章を批准するにあたって、締約国は、規定されている約束のうちの一部のみを受諾する自由があり、各国はその批准を他の条項に拡大することができる。¹¹しかしながら、締約国政府にたいして、ガイドラインとして役立つ一般原則の一セットの存在は、受諾した条項についてのみでなく、受諾していない条項についてもおこなわれる監督のシステムと並んで、この条約に定められている社会的保護の統一性をしづけている。

憲章第二部は、この条約によって保障されるすべての権利を列記する一九ヵ条によって成り立っている。¹⁴

社会憲章によって承認されている権利は、いくつかの独立の

グループに分けることができる。労働にかんする権利、組合権、労働者保護または社会の中の他の人もしくはグループの保護についての権利、職業訓練にかんする権利および労働者の自由な移動についての権利がそれである。

第一のグループの権利は憲章第一条ないし第四条においてとりあつかわれている。それぞれの条文で、労働権、適正な労働条件についての権利、安全・健康な労働条件についての権利、そして公正な報酬についての権利をあつかっている。

組合権は憲章の二つの条文によってカバーされている。第五条は団結権、すなわち労働者および使用者がその利益を擁護するために団体を結成する権利をとりあつかい、第六条は団体交渉権をとりあつかう。とりわけ「利益争議のばあい」のストライキ権をふくむ団体行動にかんする労働者および使用者の権利……」を承認している。

この点にかんして、歴史的にいえば、社会憲章が世界ではじめて、労働者のストライキをする権利を承認したものであることを指摘するのは、興味のあることであろう。

いわゆる保護についての権利は、以下のものにかかわっている。

1 児童および年少者——とくに労働に関連して——（第七

ヨーロッパ社会憲章の適用

条)

2 婦人の雇用（第八条）

3 障害者（第十五条）

4 母と子と家族（第一七、一六条）

5 貧窮者（第一三条）

6 健康の保護（第一一条）

7 社会保障および社会サービス（第二二、一四条）

職業訓練に関連する権利は第九、一〇条に定められている。移住（または移民）労働者の権利は第一八、一九条でとりあつかわれている。

憲章第三部は一カ条だけでなり立っている。それが第二〇条で、そこには憲章の部分的受諾にかんする原則が定められている。すでにふれたように、この原則は批准国が一九カ条（または七二カ号）のすべてを受諾することは義務づけられていないことを意味する。しかし、最低限度は受諾しなければならぬ。

第四部は、この憲章の適用監督についてとりあつかう。この監督システムは、締約国政府による報告の提出に基礎をおいている。締約国政府はヨーロッパ審議会の事務局長に、受諾した

憲章の条項を適用するためにとつた措置について、隔年報告を提出しなければならぬ（第二一条二項）。締約国はまた、適当な間隔をおいて、かつ閣僚委員会の要請にしたがつて、受諾していない第二部の条項についての報告を提出する（第二二条）。このようにして政府報告に基礎をおいているので、人権条約のばあいのような、請願のうけいれに依存しない利点を、このシステムはもっている。

憲章はまた、条約の適用についての政府報告のうつしを、締約国が、国内の労使団体に送付しなければならないことを規定している。労使団体は、報告の内容についての見解をのべ、自からのコメントをそれぞれの政府を通じてヨーロッパ審議会に通告させる権利をもっている。

以下の四つの機構が監督手続きに加わる。

独立した専門家委員会。現在、ヨーロッパ審議会閣僚委員会によって選任された七人によって構成されている。隔年報告と、これについてのソシアル・パートナーによる上述したコメントを検討したうえで、この委員会はその見解を憲章の条項が適用されている範囲についての結論のかたちで表明する。

この結論は、隔年報告とともに、締約国のそれぞれの代表によって構成されるヨーロッパ社会憲章政府委員会として知られる委員会に提出される。この委員会には、現在、二つの国際団

体がオブザーバーとして、諮問的資格で参加する。すなわちヨーロッパ労働組合総連合と、これにヨーロッパレベルで対応する経営者団体「UNICE」である。さらに、委員会は、その団体がとくに取りあつかう権限を与えられている問題にかんして、ヨーロッパ審議会と協議する資格を与えられている国際的非政府団体のかぎられた数の代表と協議することができる。

憲章第二七条三項によれば、政府委員会は閣僚委員会に報告を提出する。これには上述した専門家委員会の結論が添付される。しかし、これらの書類は、他のルートを経ても閣僚委員会に到達する。というのは憲章第二八条が、独立した専門家委員会の結論が協議総会にも提出されること、協議総会は「これらの結論にかんする意見を、閣僚委員会に送付する」と定めているからである。

これらの書類、すなわちヨーロッパ社会憲章政府委員会の報告、独立した専門家委員会の結論、そしてこの結論についての総会意見とを受理したうえで、閣僚委員会が社会憲章第二九条によって与えられている監督機能を行使することになる。しかし、その権限は、勧告をおこなうという単純な権限行使の形態をとる。この第二九条は、一部分、人権条約の対応する条項に基礎をおいており、つぎのように規定している。「三分の二の多数をもって……閣僚委員会は……締約国に必要な勧告をする

ことができる」。この規定は、あきらかに、閣僚委員会にたいして、ヨーロッパ審議会の規約によるものよりも大きな権限をあたえている。規約によれば、類似のケースについての勧告は、採択するために全員一致であることを必要としているからである。¹⁶

憲章第五部は、ほとんどすべての条約につきものの最終条項をふくんでいる。すでに言及したように憲章の適用については原則として、法律で定められ、かつ民主的社会において、他人の権利および自由の保護のため、または公共の利益、国の安全、公衆衛生もしくは道徳の保護のために必要なあいをはき、制限することは許されない(第三一条) こととともに、締約国は、戦争または公の緊急事態の下では、憲章上の義務を免れるなど、若干の規定をおいている。

最後に、憲章の付則¹⁸は、保護をうける人にかんする憲章の適用範囲の定義などにならんで、いくつかの条項についておこなわれるべき重要な解釈規定をふくんでいる。

この点については、憲章が締約国の国民についてのみ適用になることを注意する必要がある。事実、付則は明文をもって「第一条から第一七条によってカバーされる人には……締約国

の国民である外国人のみをふくむ」としている。これに加えて、関係締約国において「適法に居住し、または定期的に働いている者」でなければならない。他方、移民労働者とその家族にかんする憲章第一八、一九条は、人についての適用範囲が憲章第一部一八、一九項の文言によって制限されているものでないかぎりにおいて、すべての外国人に適用することができる。しかし、第一部一八、一九項は、実際は、第一八、一九条に定められている権利が「締約国の国民」にたいしてのみ適用になることを定めている。さらにまた、付則は憲章によって保障された権利を、締約国が、他の人にたいして拡張することを許していることも事実である。しかし、このことは単に任意的に許されているにすぎない。他方、締約国は一九五一年のジュネーヴ条約に定められたところにしたがって、難民にたいし、できるだけ有利な待遇であって、いかなるばあいでも右の条約に定められているものよりも不利でない待遇をあたえることを義務づけられている。こうして定義づけられた受益者の第一カテゴリーから、国民のうちのどの部分といえども原則として除外することはできない。というのは、憲章の前文が「……都市および地方の双方の国民」をカバーしているからである。しかし、この原則には若干の制約があつて、憲章が明文で定めているばあいと、文脈上課されているものとがある。いくつかの条文は「す

べての人」について適用になるが、いくつかは労働にかかわる国民（労働者と使用者）についてのみ、さらに他の条項は労働者にたいしてのみ適用になる。いくつかの条項では、労働者という概念がさらに賃金労働者、職員に限られ自営労働者を排除している。いくつかの条項¹⁹ではさらに、受益者の数が限られている。というのは、第三三条によってそれらの条項が「大部分」つまり関係する者のうちの八〇％に適用されれば足りるとしているためである。

憲章の付則に話をもどすと、もう一つ、第三部に関係するものがある。それはつぎのようにいっている。「憲章は、国際的性格を有する法的義務をふくむ。すなわち、その適用は、第四部において定められた監督にのみしたがうと了解される」。

「準備作業」によれば、最後の瞬間に挿入されたこの規定の立案者は、次のことを排除しようと考えていた。

- 1 憲章の国際司法裁判所による解釈
- 2 国内の裁判所によるその適用。

第一の点についていえば、この条文上明白であり、人権条約の特定の条項にも（第六二条）対応している。

第二の点については、憲章の国内法上の適用可能性にかかわっており、第三三条があるために状況はより問題の多いものと

いえる。同条はつぎのように規定している。「本憲章の規定は、より有利な待遇が保護を受ける者に与えられる、すでに効力を生じ、または効力を生ずる予定の国内法または二国間もしくは多国間の条約、協定もしくは取りきめの規定を侵害しない」。

憲章第二部の規定に加えて、上記のような規定のすべてが、監督手続きの過程で採用される解釈に、重要な役割りを果している。

憲章の適用監督は、實際上、多くは全員一致の、そしてときには意見のわかれた、広大な判例法を形成している。しかし、こうして採用されている解釈の中で、もっとも重要な側面は、あきらかに、憲章の定めるいろんな権利の受益者の定義づけにあたって採用されているものである。憲章の人的適用領域にかんする付則の規定に関連してこの点についてのいくつかの指標はすでにあげてきた。²⁰これらの規定は一般的なものであるが、憲章第二部の規定のいくつかは特殊な問題をひきおこす。

たとえば、第三条に定められている安全で健康な労働条件は、関係労働者のカテゴリーを明確に定めてはいない。いくつかの監督機関は、安全健康にかんする規則が、すべての経済分野で、原則として、賃金労働者にも、家内労働者にも、そして自営労働者にも適用されるべきだという見解を示している。し

かし、これらの規則とその適用にかんする基準は、分野によって異なっており、同一の安全基準を工業と農業にひとしく適用することはできない。

もう一つの例をあげると、雇用されている婦人の保護にかんする第八条は、フランス語と英語でちがった言葉づかいをしている。より詳細な英文にもとづいて、監督機関は、この条が雇用されている者についてのみ適用があり、自営婦人労働者には適用にならないと解釈すべきであると考えてきた。

また、しばしば、憲章の実体について、その概念の意味づけをしたり、限界を特定したりすることによって、明確化することが必要であった。たとえば、第一条一項による締約国の「その主要な目的として……完全雇用の実現（を）……受諾すること」という義務は、恒久的な失業の保持を内容とする経済システムの採用を排除している²²。

合理的な労働時間²³のような、莫然とした概念に直面して、監督機関は、時と場所の双方の相対性を考慮にいれて、一般的な定義をあたえることを断った。そしてそれぞれのケースごとに、国内法制で定められている労働時間のみならず、労働協約によるものについても考慮にいれて評価してきている。さらに、使用者の、超過労働を求める権利の範囲についても評価要素に加えなければならなかった。いずれのばあいでも、超過時

間労働を含めて、週六〇時間をこす長い労働時間は、憲章に抵触するものと考えられている。

第四条四項も、雇用の終了にあたってすべての労働者が権利をもつ予告期間について「合理的な」という文言を用いている。この点についても、監督機関は、たとえば勤続期間などをベースにしながら、衡平の原則にもとづいて、それぞれの事案について予告期間を評価する方法を選択している。たとえば、この問題についてのアイルランドとかつての英国の法制にかんし、以下のような期間は憲章に適合しないものとされた。すなわち、約二年間の勤務についての六日間、約一〇年の勤務についての九日間。さらに約五年間の勤務についての二週間、そして約一〇年間の勤務についての四週間がそれである。

第四条をめぐって、つぎのような二つの重要問題が発生した。すなわち

——第一の問題は、一項で定められている「相応な生活水準」を与えるための「公正な」報酬をどのようにして決定するかという問題にかかわっている。独立した専門家委員会とヨーロッパ審議会の協議総会によれば、この分野において採用されるべき最善の方法は、その国の最低賃金は全国の平均賃金の、すくなくとも六八％に対応すべきものであるということである²³。

——第二の問題は、第四条三項によって与えられている、同一価値の労働に対する男女労働者の同一賃金についての権利に関連している。このことに関連して、とくに、女子のみ、あるいは大部分が女子である産業においては、同一種類の労働にたいするものと同一の支払いを確保することでは不十分であって、労働と職務についての客観的評価ができる適切な機構を設けなければならないとされた。

第六条四項は、使用者と労働者の団体行動権を承認している。監督機関は、労働者についてみると第六条四項の法文上、この権利がストライキ権を意味するものであることが明らかであるが、使用者については、實際上、ロック・アウトが——それが唯一の形態ではないけれども——主として採用できる行動であることについて、全員一致の合意をみた。

さらに——全員一致ではなかったけれども——この項の文言にしたがうと——第六条二項では「団体」間の交渉に言及する文言を用いているのと対比的に——ストライキ権は「労働者の権利であって労働者団体の（いくつかの国のように）権利」——あるいは労働組合の特権ではないことが承認された。

これに加えて、ヨーロッパ社会憲章では、団体行動権が経済的、社会的問題についての利益争議のばあいについてのみ保障

されているという事実に注意する必要がある。その結果、憲章は純粹に「政治的な」ストライキをカバーしていないし、また法律争議、すなわち、とくに労働協約の存在、効力または解釈や、協約違反の法律上の効果をめぐる意見の対立のばあいの争議についても援用することはできない。

団体行動権の行使は、他の権利のばあいと同様、規制の対象とでき、その限界が定められている。第六条四項は明文をもって若干の制約を認めている。その制約は、たとえば労働協約の有効期間中一切の団体行動を禁止する——いわゆる「社会的平和条項」を順守すべきこと（ただしこの条項が労働協約の中に定められていることを条件とする）や、若干の予告期間（たとえば三日とか五日間）が経過するまでの間、ストライキに入らない義務をふくむ。

団体行動にうったえる前に、交渉が開始され、または調停もしくは仲裁手続きが進行中である間に、「冷却期間」を守ることを求めることもまた、この憲章に適合する制約措置の一つと認められている。²⁴

ストライキの効果については、監督機関の意見によると、労働契約を終了させる効果をもつべきではない。しかしながら、終了が単に形式的なものであって、ストライキが終了したときに、労働者が既得権を維持することができるようなものである

ならば、憲章違反は存在しない。

以上は、監督機関が、国内法制と慣行が憲章の基準に適合するか否かを決定するにすぎだつて、設定しなければならなかった広大な判例を画き出すための、若干の事例にすぎない。

実際、これらの基準は、必ずしも常に尊重されておらず、その適用は、ときに不十分である。監督手続きの目的は、したがって、こうした不足を発見することであり、監督機関によって表明された批判は、きわめてしばしば当事国によって自国の法規、慣行を変更するという形態で、確実な反応をみちびき出しているのである。²⁵

憲章に完全に適合しようとする意欲と、社会的進歩にたいする締約国の意欲をみる、第一の事例は、憲章第一条二項に関連してみ出すことができる。同項の文言は、いかなる強制労働に訴えることを禁じているが、いくつもの監督機関は、締約国のうち若干のものが、その国の法制の中に、商船員について、労働契約違反とみなされた海員にたいする刑事罰の規定をのこしているために、この項に適合しえないでいると判断した。しかし、多くの国で、まもなく、政府はこの状態を改善するための努力をはらった。

それらの国とは、わけても、英国、ノルウェー、キプロス、

ヨーロッパ社会憲章の適用

西独である。

英国の事例にかんするかぎり、憲章に適合しないと判断された一九七〇年の海商法の若干の規定は、とくに一九七四年の海商法によって改正された。そして英国法制を憲章に完全に適合させる措置が、まもなくとられるであろうと希望されている。

ノルウェーでは、一九七五年五月三〇日のあたらしい海員法によってこの点について、憲章に適合するようになった。

キプロスの法制も一九七六年六月一日商船法改正法（船長・海員）の制定によって、この点についての憲章に一致するようになった。

西独の海商法制には、それを適用すると憲章第一条二項に適合しないような、ある種の「強制労働」をひきおこしうる若干の規定がのこっていたが、一九七四年一〇月二十九日法によって、憲章のこの規定と調和するよう改正がおこなわれた。

他の規定については、国内法上おこなわれたつぎのような変更の例を引用することができる。

——西独の例。西独連邦政府は、第五次報告の中で、憲章第二条四項にしたがい、坑内で労働する炭坑労働者は、将来、付加的な有給休暇をあたえられるであろうと述べている。——これに加えて一九七六年五月一日に発効したドイツ年少者（雇用保護）法は、義務教育過程の年少者の雇用にかんして、その雇用

が承認されたばあい、憲章の要求に適合するような労働時間制限やその他の条件によらなければならないとする規定をおいている。

——キプロスについては、一九七三年一月一日に発効した社会保険にかんする法改正によって、憲章第一二条一項に適合する、ほんものの社会保障制度をキプロスにもたらしした。

——それに加えて、外国人・移民（改正）法（一九七六年法律五四号）の制定によって、キプロスの法制は、憲章第一九条八項に適合する、追放からの外国人労働者の保障を確立した。

——最後に、キプロス公務員法五九条は、公務員が、公務員であるもののみによって構成されるものでない労働組合団体に加入することを禁止し、その結果、憲章第五条に適合しないと考えられていたが、一九八〇年六月六日に発効した法律三一号によって削除された。

——アイルランドでは、これまでアイルランド法の対象になったことのない領域——労働者の解雇につき合理的な長さの予告期間を定める——について、立法が準備された（一九七三年最低予告および雇用条件法と、一九七七年不公正解雇法）。もちろん、独立した専門家委員会は、その第四およびその後の監督サイクルにおいて、ここに定められた予告期間は短かすぎるとしているが、それにもかかわらず、この新しい立法は、憲章第

四条四項に適合しようとする実質的な動向を示している。

——この同じ国で、児童と年少労働者の保護の分野でも、立法改革がおこなわれた。すなわち一九七七年年少者（雇用）法は、職業訓練のために費された時間は、労働した時間として計算し、賃金に影響しないことを定めている。この改革によってアイルランド法は憲章七条六項に適合するようになった。

——さらに、一九七二年の公職選挙法、および地方機関にかんする一八七八年法改正法の付則によって、アイルランド法は、社会扶助または医療扶助を受けている人にたいする差別を排除する憲章一三条二項との間の紛争に終止符をうった。²⁶

——英国では、一九六八年法改革（スコットランド）法と、一九六九年の家族法によって、婚姻外出生児の地位を変更し、現在憲章第一七条に適合して相続権を保護されるようになった。

これらの実際的結果は、一連の事例の総体からみると、ごくわずかの例であるにすぎないけれども、社会憲章の実効性をえがき出している。

しかも以下の二つの付加的なタイプの情報をあげて、この積極的評価をさらに補充することができる。

1 憲章の第三部に関連する付則の規定と、それについての前述した言及にもかかわらず——国内の裁判所において、この条

約を解釈し、またはなんらかのかたちでこの条約に言及する判例が増大しているという事実。²⁷

2 ここ数年来、政府のあいだで、現行の社会・労働立法を改正しようとするばあい、いずれの改正も社会憲章に抵触しないことを確認しようとして、ヨーロッパ審議会に協議を求める傾向がある、ということ。こうした事例は、一つの国が憲章の批准を企図しているばあいと事実上、似通っている。後者のばあいでも、現行国内法が憲章に適合するかどうか、あるいは法改正が必要かどうかを知るべく、きわめてしばしば、このような協議がおこなわれている。

これらすべてのことは、もちろん、社会憲章の存在自体が、この小論の冒頭で歴史的な意味あいで言及したような、国際的な社会・労働法の調和を作り出すうえで重要な貢献を果していることを示している。

しかし、社会憲章が現在、二〇歳に達し、したがってその内容を修正することがおそらく必要になっているということを想起する必要がある。この点にかんして以下のような意見がある。

——憲章をより微細に観察すれば、すでに完全に旧時代のものとなった、いくつかの規定があることがわかる。たとえば、最

ヨーロッパ社会憲章の適用

低二週間の年次有給休暇（年少労働者について三週間の長さのそれ）を定めている規定のように。

——たとえば、最低基準のような規定の維持に、反対し、あるいは賛成する多くの議論がある。

——しかし、社会憲章が社会進歩のための一つの手段であり、同時に西欧にとっての一種の陳列棚であることを忘れてはならない。

ここ二年の間に、社会憲章はヨーロッパ諸国のみならず、他の国々、とりわけ日本においてより多く知られるようになってきた。日本では、いくつかの出版物がこの憲章についてあてられており、その条文すら日本語で出版されている。

日本のいくつかのサークルからきこえてきた反応の一つは、憲章の基準があきらかに低目のものであり、このことを基礎におくと、日本と西欧との間の商業的、経済的競争との関係で、日本における社会的保護水準の現状にたいするヨーロッパの批判は理解しがたいものであるという。

この議論はもちろん、一つの「警句」にすぎないが、この種のものに常にあるように一部の真実をふくんでいる。

事実、ヨーロッパにおいては、少くとも高度に発達した、または工業化諸国としてその発展段階にふさわしい一連の新しい

社会的基準を適用することが必要であらう。

このことはすでにヨーロッパ審議会の協議総会によって提案されており、現在、以下のこのための準備作業が進行中である。すなわち、

——より高い水準と新しい権利をもちこんだ社会憲章にたいする追加プロトコルを立案すること、のみならず、

——ヨーロッパ人権条約にたいして、さらに若干の社会的経済的権利をもちこむように努力すること。²⁹

この作業がもたらすものの範囲は、いまだ未知数である。しかし、現在の経済的狀態の下では、それを達成するためには大いなる努力を必要としよう。それにもかかわらず、第一次産業革命のあとで始まったこの社会的進歩は、ある種の「自然法」に似通うものがあるように思われる。すくなくとも、ロングタームでみれば、その進歩が止まることはない。そして現在の経済的危機が、この社会的発展にたいして、決定的な「停止」をもたらずと信ずる理由は存在しないのである。

注 1 人権条約については cf.: J. E. S. Fawcett, *The Application of the European Convention on Human Rights*, Oxford 1969; F. C. Jacobs "The European Convention

on Human Rights" (Oxford, 1975); A. H. Robertson; "Human Rights in Europe" (Manchester, 1977); P. van Dijk & G. I. H. van Hoof, *Theory and practice of the European Convention*, Deventer 1982 (オランダ語) Ars Aequi Libri—Rechten van de Mens, vol. 2, 2nd ed., Nijmegen 1982).

2 この表現はヨーロッパ審議会の閣僚委員会が一九五四年五月二〇日付でヨーロッパ審議会の協議総会におくった「特別メッセージ」の中で用いられたものである。

3 cf. N. Valticos, *Droit International du Travail*, Paris 1970, p. 5.

4 この問題にかんして、とくに cf. L. R. Villermé *Ta-bleau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie* (Paris 1840)。また「社会保険百周年にあたって」P. A. Küler と H. F. Zacher によって作られた「すばらしく完全な記録(一九八一「ベルリン」)を参照。

5 ヨーロッパ審議会は、今日では、全般的な管轄権をもつ最古のヨーロッパの機関である。一九四九年創立。ヨーロッパ審議会の法律上の基盤は一九四九年五月五日にロンドンで署名された審議会の「規約」である。現在、以下の国

- がヨーロッパ審議会の加盟国である。すなわちオーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フランス、西独、ギリシア、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スエーデン、スイス、トルコ、英国。ヨーロッパ審議会の本部はストラスブールに置かれていて、ヨーロッパ審議会に代って「*レグジュ*」*cf. Manual of the Council of Europe—Structure, Functions and Achievements*, London (1970) ; *Council of Europe, the Consultative Assembly—Procedure and Practice*, 7th ed., Strasbourg 1973 ; *Das Europa der Siebzehn, Bilanz und Perspektiven von 25 Jahren Europarat*, Bonn, 1974 ; 参見 A. H. Robertson, *The Council of Europe, its Structure, Function and Achievements*, London 1961.
- 6 オランダ政府は「社会憲章の条項の一部をオランダ領アンティルに拡張適用している」。
- 7 社会憲章にかんする文献は増加している。以下のような一般の出版物をあげるものがあろう。
- O. Kahn Freund, 'The European Social Charter' in : *European Law and the individual*, Amsterdam, New-

York, Oxford 1976 ; F. Tennford, 'The European Social Charter—an instrument of social collaboration in Europe', *European Yearbook* 1962, pp. 71 et seq. ; Harris, 'The European Social Charter', *International and Comparative Law Quarterly* 1964, pp. 1076 et seq. ; G. Angeli and others *Die Europäische Sozialcharta—Weg zu einer europäischen Sozialordnung*, Baden Baden 1978 ; *The European Social Charter—Origin, Operation, Results*, publication by the Council of Europe, Strasbourg 1981 ; M. Mitscherlich, *Das Arbeitskampfrecht der Bundesrepublik Deutschland und die Europäische Sozialcharta*, Baden Baden 1977 ; L. Wasescha, *Le système de contrôle de l'application de la Charte sociale européenne*, Geneva 1980 ; *La Charte sociale européenne—Dix années d'application*, Documents of a symposium, Brussels 1978 ; P. Laroque 'La Charte Sociale Européenne', *Droit Social*, No. 3, March 1979, pp. 100 et seq. ; and H. Wiebringhaus, 'La Charte sociale européenne', *Annuaire français de Droit international* 1963, pp. 709 et seq., *idem*, 'La Charte sociale européenne—Des travaux préparatoires aux premiers re-

sultats pratiques', *Revue belge de Sécurité Sociale* 1977, pp. 196 et seq, *idem*, 'Die Sozialcharta des Europarats—Eine Bilanz' in: *Miscellanea Aubin*, Kehl, Strasbourg 1979; and *idem*, 'Les effets de la Charte Sociale Européenne en droit interne' in: *Miscellanea Sir Otto Kahn-Freund*, Munich 1980.

8 しかしながらヨーロッパ人権条約が所有の保護についての権利(第一プロトコール第一条)、労働組合を結成し加入する権利(第一条)および教育権(第二プロトコール第二条)のような、ある種の経済的、社会的、文化的権利をすでにふくんでいることに注意。他方で、社会憲章もまたいくつかの市民的、政治的権利、すなわち、強制労働の禁止(第一条二節)、団結権——結社の自由(第五条)そして出国権(第一八条四項など)をふくんでいる。

9 このことに関連して、なお、H. Wiebringhaus in: *Miscellanea Weissenberg*, Vienna 1980, pp. 235 et seq.

10 Cf. *The European Social Charter—Origin, Operation, Results*, op. cit. (注7), pp. 6-10.

11 憲章第二〇条によると、各締約国は憲章第二部の、以下の七つの条項のうち五つを受諾することが義務づけられて

いる。第一、五、六、一二、一三、一六および一九条。これに加えて第二部の条または号の中から、任意に選択する条または号に拘束されること。ただし、一〇カ条または四五カ号を下まわらないことを条件とする。もちろん、国は憲章のその他の部のすべてを受諾しなければならない。現在までのところ、二カ国だけがこの憲章のすべての規定を受諾していることを注意するのは興味づかいところである。その国はイタリアとスペインである。受諾した条項のもっとも少ない国は、キプロス(三四カ号——一〇カ条)とアイスランド(二三カ条と三つの追加の号、合計四一カ号)。

12 第一条参照。

13 第二条参照。

14 この第二部は、実に七二カ号によって構成されている。第二〇条参照。

15 第三条。

16 このことに関連して、これまで五回の隔年報告の監督「サイクル」が完了していることを注記することは、興味づかいことであろう。第一「サイクル」は一九六五年と一九六七年の間をカバーし、第五「サイクル」は一九七四、五年をカバーする。公式見解を用いれば——閣僚委員会の決定に用いられた用語——第一回の結果はきわめて奨励で

きるようなものではなかったが、それ以降、状況はむしろ好転している。事実、第五「サイクル」の監督を終って、

閣僚委員会はその一九八〇年六月一日の決議 *Cis* (80)

一において、これまでよりもより特定した云い、まわして「男女労働者の同一報酬、団結権……そして児童と年少者の保護についての権利にかんする」国内法規との間の格差は「憲章から生ずる義務に、より完全に適合するように国内法制と慣行を変更するための措置がとられるべきである」とした。これらの点について決議は、協議総会の関連する「意見」(九五号)に明文をもって言及し、そこでは関係国の名前があげられており、どの国の状態が完全に満足できるものでないのかを容易に見出すことができる。このことはさらに、この意見にたいする「解説メモランダム」(Doc. 4371)において説明されている。総じてこれら五回の「サイクル」に関連して刊行された、以下のような資料が入手可能である。

—— 独立した専門家委員会の結論 I から V

—— 政府委員会報告第 1 号から 5 号

—— 総会の五つの「意見」(と解説メモランダム)

—— 閣僚委員会の五つの「決議」

さらに第六回、「サイクル」に関連する他の資料(すべて

ヨーロッパ社会憲章の適用

公開)が閣僚委員会で検討されており、独立専門家委員会は第七回サイクルにあたる隔年報告を検討している。

最後に、第二二条(受諾しなかった条項にかんする)による手続きが、これまで一回採用されている。一九八二年の初頭に、二回目が採用されるであろう。

17 憲章第三一条に用いられているこの表現は、ヨーロッパ人権条約や国連の二つの人権規約の類似規定において用いられているものと対応している。

18 憲章第三八条によれば、この付則は憲章の「……一部分を構成する」。

19 その条項は、第二条一から五項、第七条四、六、七項、第一〇条一から四項である。このような憲章の「人的」適用領域の制限は、主として次の事実による。つまり、憲章が起草された当時、多くの国で、農業部門が、国内労働立法の重要部分の適用を、むしろ幅広く除外されていたという事実によっている。今日では、こうした状況はより少なくなってきた。

20 上記参照。

21 とりわけ、独立した専門家委員会、結論 I 一三、一四頁参照。

22 独立した専門家委員会の「結論」I、II 参照(イタリア

とアイルランドの事例)。

23 独立した専門家委員会の「結論」V二五、二六頁。

24 第六条四項に関連する憲章の付則中の規定が、第三条において規定されている制約は、第六条四項に定められているもの、つまり労働協約から生ずる義務に追加して、課することができ旨を明確にすることを意図するにすぎないという事実にも注意を喚起しなければならない。

25 とくじ H. Wiebringhaus in: *Miscellanea Sir Otto Kahn-Freund*, op. cit. (注七) 参照。

26 従前の立法によると、こうした扶助をうけている人は、社会・医療扶助を運営する権限をもつ機関(多くは地方機関)のメンバーの選挙に加わることを許されていなかった。

27 この点にかんして、前注七であげた文獻 (*Miscellanea Sir Otto Kahn-Freund*, p. 763) に、相当数の裁判例が引用されている。それに加えて、より最近の判例をあげると、一九七二年四月一三日のアムステルダム控訴裁判所決定、一九七九年六月一五日のユトレヒト地方裁判所次長の決定、そして一九八〇年六月一〇日のドイツ連邦労働裁判所の二つの判決 (Nrs. 1 AZR 168/79 及び 1 AZR 822/79) がある。

28 一九七八年九月二八日の総会において採択された「ヨーロッパ社会憲章の改正にかんする勧告八三九号」(一九七八年) 参照。

29 この点について一九七八年九月二七日の協議総会において採択された「ヨーロッパ人権条約の範囲を拡大し」「条約中に」「すくなくとも以下の権利をふくめること」を提案する勧告八三八号(一九七八年)を参照。

すなわち

i その活動にたいする個人の能力についてと、合理的な地理的および経済的考慮を払ったうえで、有償の活動を自由に選択し、または受諾する権利。

ii 無料の雇用サービス、職業ガイダンス、および職業教育にたいするアクセス権。

iii 非任意的失業のばあいの適当な生活水準についての権利。

iv 社会保障機構に加入する権利。

解説

中山和久

一

ヨーロッパ社会憲章と、これについての適用監視機構のいくつもの報告書の存在そのものは、かなり早い段階から、西欧の文献を通じて私たちも知っていた。しかし報告書の中核をなす、「独立した専門家委員会」の「結論」については、なかなかこれを入手することができず、たまたまジュネーヴのILO図書館においてその一部を発見することができたときには、とびあがるほど嬉しかったものである。

その後、主として、早稲田大学大学院修士課程学生であった野村肇氏と、その努力によって知遇を得たハンス・ウィブリングハウス博士の好意とによって、私たちの利用できる資料は飛躍的に豊かなものになった。それらの資料を利用し、ヨーロッパ社会憲章の英、独、仏文にもとづく日本語訳も完成した。この作業には法政大、明治大、都立大、早稲田大学など在京の法学系大学院の学生や、井上（茨城大）、清水（信州大）教授などの参加をえて、一年近い歳月を費し、労働旬報社の好意で、

ヨーロッパ社会憲章の適用

その「労働法律旬報」誌一〇〇五号をヨーロッパ社会憲章の特集にあて、一挙に掲載していただいた（一九八〇年）。

国際法学の研究者による、人権の地域的保障についての研究の進行状態と、私たちのこの研究とは、ほぼ並行していたといっているように思われる。ウィブリングハウス博士の論文の末尾に、日本についての言及があるものの一部分は、私たちの活動についてのものであるが、博士のいわれる「警句」を吐いたのは私たちではない。というのは、私たちのヨーロッパ社会憲章を見る目は、決して「警句」のいうような、自国のことを棚にあげてヨーロッパの人権状態を皮肉るようなものではなかったし、現在でも、そんなものではないからである（後述）。※

※ この点、博士から次のような指摘をいただいた（八三・一一・三付書簡）

「一九八三年一〇月一七日付の貴簡に話をもどしますと、私の論文の中の「警句」にかんする部分については、若干の誤解があるかのような印象をうけました。

事実、この部分は日本における社会状態についてむけられたものであるよりも、皮相な観察者にとっては、明白に時代おくれであるようにみえ、そこから憲章全体が旧式のものであるとする結論をひき出そうとすることができるような、憲章の中のいくつかの個別規定がある、ということについての

ものであります。

これらの個別規定のうちの一つが、最低年次有給休暇を二週間とするものであって、現実には、西欧の圧倒的に多くの国でこの休暇は四、五または六週間となっています。いずれも「最低期間」についてのものです。

右の「警句」をめぐる一節の中で、博士が日本における社会的基本権の貧弱さについて、一言も述べておられるのではないことは明白である。私が誤解しているわけではない。私が博士に伝えたかったのは、この一節を読んで、日本の研究者（というより国民）の一人として、日本とアジアの社会状態の貧弱さを強く意識せざるを得なかったこと。それほど高水準にみえる——博士の引用される二週間の有給休暇すら、日本の二倍である——社会憲章の規定すら旧時代のものとして改訂が論じられていることに羨望の念を禁じえなかったことについてであった。私が博士に、日本における法規の実態をあげて返信したことは、いうまでもない。

二

ハンス・ウィブリングハウス博士は、ヨーロッパ審議会の社会問題部、部長である。ヨーロッパ審議会 (Conseil de l'Europe) は、ヨーロッパ経済共同体がヨーロッパの経済的統合を意図し

たのと対照的に、ウィンストン・チャーチルの首唱にもついで、ヨーロッパの政治的統合を意図するヨーロッパ地域機関である。議会（協議総会とよばれる）をもち、閣僚委員会を置いて、あたかも西ヨーロッパを一つの国にたばねたかのような組織と構造をもっている。一九四九年五月五日にロンドンで一〇カ国（ベルギー、デンマーク、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オランダ、スウェーデン、そして英国）によって出発したこの審議会は、現在、二一の加盟国をもつにいたった。

一九五〇年一月四日、ローマでヨーロッパ人権条約を採択（ローマ条約とよばれる）、地域的人権保障への巨大な第一歩を踏み出し、やがて一九六一年、この稿の主題であるヨーロッパ社会憲章を採択することになる。国連が世界人権宣言を発して、第二次大戦後の国際的な人権基準を示したのは一九四八年のことであるが、法的拘束力をもたない「宣言」文書であるこの人権一覽表を、国連が条約のかたちに改めるには一八年の歳月を必要とした（一九六六年の国際人権規約A、B）。ヨーロッパにおける人権条約の採択が、国連よりも一六年（人権規約Bに対応するローマ条約のばあい）、五年（同Aに対応する社会憲章のばあい）早いことに注目すべきである。

しかも、ヨーロッパの人権保障は、関連のそれにくらべて時

期的に早いだけでなく、内容面でも、適用監視面でも、国連人権規約を数段上まわっていることが注目される。ヨーロッパ諸国が、このように人権尊重に熱意をこめるのは、いうまでもなく、人権にたいする史上空前の敵であったファシズムとの戦いで多大の犠牲を払い、さらに第二次大戦後はきびしい東西対立の関係を保持していることに起因しよう。高度に発達した先進国の集団であり、世界の工業国の集合であるヨーロッパが、人権保障の面で世界にさがけなければならぬ。人権条約も、社会憲章も、西ヨーロッパの世界にたいする人権の「陳列棚」としての性格をもつとする、ウィブリングハウス博士の論文の末尾の部分は、そうした背景の中で読まなければならぬ。

三

一九八二、八三年の早稲田大学・パリ大学交換研究員協定にもとづいて、パリに一年余にわたって研究の場を与えられた私の当初計画には、フランス労働法、ILOの研究に並んで、このヨーロッパ社会憲章のその後を追跡することがふくまれていた。しかし前二者の研究に追われて、ヨーロッパ審議会の本部がおかれているフランスのストラスブール市を訪れることができたのは、一年間の交換研究員の任期が切れる、八三年九月の末のことであった。

ウィブリングハウス博士は、あらかじめ送ってあった私の質問にこたえる各種の資料をそろえて待っておられ、森と河にかこまれた秋光のきらめくヨーロッパ審議会本部での対話は、おかげで、きわめて充実したものであった。入手できた新しい情報はいくつもあって、これからそれを活用するのが私の任務であるが、博士が、ご自分の論文のコピーを渡されたのが、この翻訳を思い立った契機であった。

ストラスブールから、アルザスの野をぬけてパリに帰った私は、入手できた資料を読んでいて、この論文の高い価値に目をみはった。この論文は、どちらかといえば、ヨーロッパ社会憲章の適用の実態をめぐる、啓蒙的なものである。オランダ語で「ヨーロッパ社会憲章」het europees social handvestと題する六人の研究者による本（一九八二年、ナイメヘン）の一部を構成するこの論文は、ヨーロッパ社会憲章の運用をつかさどる、ヨーロッパ審議会の責任者であるウィブリングハウス博士の手になるものだけあって、簡潔、明瞭であってわかりやすく、それにもかかわらず高度の内容がふくまれている。ヨーロッパの人権保障を研究することを志さず、社会法、労働法として国際法の研究者にとって、必読の入門的文献といつてよからう。

そこで、博士と出版社に翻訳の許可を求めたところ博士からも、また出版社であるエトレヒットの Ars Aequi Verlag を代

表して P. van Dijk 教授からも許可をいただいた(八三・一〇・二六)。社会憲章の条文は、労働法律旬報(前出)に掲載した私どもの研究会の訳文をそのまま用いた。

四

ヨーロッパ社会憲章のしくみは、かなり複雑であってわかりにくい。博士の論文は、それを手なれた手法で、短かく、わかりやすく説明していて、ここで再説する必要は皆無であると考ええる。

むしろ、この論文を読んで、私が強い印象をうけた部分を一つだけ紹介して解説にかえるとすれば、社会的基本権というもの、いわば後もどりを許さぬ性格の、法律的説明がそれである。憲章第一部の解説の部分で、憲章三一条に言及し、「そこでは締約国が憲章にしたがって採用した社会的進歩の措置を、一切、かつ無条件に、後もどりさせることができないこととしている」(傍点中山)と述べられている。

憲章三一条のこのような解釈は——そういわれてみればその通りであるものの——不明にして私の思いいたらないことであった。もちろん、思いつかなかったことは他にもあって、それに気づくことはむしろ研究者の楽しみの一つではあるが、この点は、日本における社会的基本権論にとっても、意味のある

一資料だといっていいように思われる。

というのは、日本国憲法の定める社会的基本権について、それが新しい人権であるだけに戦後日本の憲法学界においても議論の多いところであって、未だ、学問上、確定していない領域が数多くあること。憲法によって定められた社会的基本権の具体化が妨げられ、遅々として進んでいないこと(とりわけ労働法の分野で)。それにもかかわらず、世界をおおう経済的危機の下で、現在の日本では、いわゆる行軍路線が声高に主張され、ようやく到達した福祉を切りすて、軍備のみは充実されるという方向が、足音高く進行していること。これらの状況が、社会的基本権というあたらしい人権の存在構造についての私たちの関心を、より一層強めているからである。

ヨーロッパ社会憲章における社会的基本権のこのような存在構造は、日本にとって他山の石であるのか。日本が一九七九年に批准した国連の人権規約Aが定める社会的基本権にとっても、また、日本国憲法が定める社会的基本権の理解のしかたにとっても、ヨーロッパにおけるこのような動向と無縁であることはできない。

日本国憲法の社会的基本権条項は、すでにあまりにも旧時代のものとなり、現代の要請する社会的基本権のごく一部分しかカバーしていない。しかし、それにもかかわらず、たとえば憲

法にしたがっておこなわれた労働立法は一九四八年に「後もどり」させられ、その後は凍りついたかのように一步の前進をもみていない。最高裁が東京中郵便事件判決等で達成した解釈上的一步の前進ですら、その後の逆転判決によって「後もどり」させられてしまった。労働法学界にも、憲法学界にも、こうした「後もどり」現象を許しがないものとする批判が強いが、ヨーロッパ社会憲章三一条の右のような解釈は、こうした批判の法理上の根拠の一つであるといっている。

最初に断ったように、ウィブリングハウス博士が紹介する日本の一部の者による「警句」は、私たちのものではない。日本の社会的基本権の現状は、ヨーロッパとの商業、経済競争が公正であることを主張できるようなものでは決していないからである。たとえば、ヨーロッパ社会憲章の中で時代おくれになったものの一つとして指摘されている、最低二週間の年次有給休暇制度は、日本では一九四七年の労働基準法による最低六日間の年休制度が三五年間、全く進歩なしに凍りついたままである。それでどうして日本が公正な競争をしているといえるか。博士の論文の最初に引用されているルイ一六世の逸話を思いかえしてほしいものである。

だがそれにもかかわらず、現在、日本では行革路線が無理やり押し進められている。博士の論文の最後の、社会的基本権の

展開を自然法になぞらえ、「すくなくとも、ロング・タームでみれば、その進歩が止まることはない。そして現在の経済的危機が、この社会的発展にたいして、決定的な『停止』をもたらすと信ずる理由は存在しないのである」としている部分は、その意味で、私にとってもっとも印象深いものであった。ちなみに「停止」と訳したのは *halt* である。

一九八三年一月一日
パリにて。